

表彰規程

(総則)

第1条 本規程は、校友会会則第16条に基づいて定めるもので、会員及び団体の表彰については、本規程に従いこれを行うものとする。

(表彰の意義)

第2条 表彰は、会員の特別な功労を顕彰することにより、本会の目的を高揚し会員相互の発展の模範となすものである。

(表彰の対象)

第3条 表彰の対象は、次に挙げる者とする。

- (1) 校友会の発展に特に寄与した者
- (2) 社会的に功績があり、本会の
名誉を高めた者
- (3) 母校の発展に特に寄与した者
- (4) 校友会本部役員または支部役員として多年に亘り本会会務に尽力し、本会の発展に
貢献した者

(表彰の種別)

第4条 表彰の種別は、次の通りとする。

- (1) 表彰状及び記念品の贈呈
- (2) 表彰状の贈呈
- (3) 感謝状及び記念品の贈呈
- (4) 感謝状の贈呈
- (5) 校友会会長賞の賞状及び記念品の贈呈

(表彰候補者の選考)

第5条 表彰候補者の選考は、執行部会議にて行い、会長が決定するものとする。

(表彰の時期)

第6条 表彰は、幹事会議の承認を得て、定期総会においてこれを行う。

- 2 前項の規定に関わらず、第4条(3)、(4)、(5)については、会長が必要と認めたときに適宜表彰することができる。
この場合は、幹事会議に事後報告するものとする。

(規程の変更)

第7条 本規程を変更しようとするときは、幹事会議において出席者の過半数の同意を要する。

附則

本規程は平成29年5月27日から施行する。

なお、本規程及び懲戒規程の施行と同時に賞罰規程を廃止する。